

法令名	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
根拠条項	第 12 条の 2
許認可等 の種類	事業の登録
法令の定め	<p>◎第 12 条の 2</p> <p>第 1 項 次の各号に掲げる事業を営んでいる者は、当該各号に掲げる事業の区分に従い、その営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。</p> <p>第 1 号 建築物における清掃を行う事業</p> <p>第 2 号 建築物における空気環境の測定を行う事業</p> <p>第 3 号 建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業</p> <p>第 4 号 建築物における飲料水の水質検査を行う事業</p> <p>第 5 号 建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業</p> <p>第 6 号 建築物の排水管の清掃を行う事業</p> <p>第 7 号 建築物におけるねずみその他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物として厚生労働省令で定める動物の防除を行う事業</p> <p>第 8 号 建築物における清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査であって、建築物における衛生的環境の総合的管理に必要な厚生労働省令で定める程度のものを行う事業</p> <p>第 2 項 都道府県知事は、前項の登録の申請があった場合において、その申請に係る営業所のその登録に係る事業を行うための機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項が厚生労働省令で定める基準に適合すると認めるときは、登録をしなければならない。</p> <p>第 3 項 前項の基準は、多数の者が使用し、又は利用する建築物について第 1 項各号に掲げる事業の業務を行うのに必要かつ十分なものでなければならない。</p> <p>第 4 項 登録の有効期間は、6 年とする。</p> <p>第 5 項 前各項に規定するもののほか、登録の申請その他登録に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p> <p>◎施行規則第 25 条</p> <p>法第 12 条の 2 第 2 項の規定による同条第 1 項第 1 号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備（以下この条において「清掃用機械器具等」という。）、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>第 1 項 次の機械器具を有すること。</p> <p>イ 真空掃除機</p> <p>ロ 床みがき機</p> <p>第 2 項 清掃作業の監督を行う者が、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 44 条第 1 項に規定する技能検定であってビルクリーニングの職種に係るものに合格した者又は免状の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>イ 厚生労働大臣が指定する清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から 6 年を経過しない者</p> <p>ロ イの講習の課程を修了した者であって、厚生労働大臣が指定する清掃作業の監督を行う者のための再講習の過程を修了し、修了した日から 6 年を経過しないもの</p> <p>第 3 項 清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。</p>

- イ 清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。
- ロ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣が指定する者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。
- ハ その内容が、清掃用機械器具等及び清掃作業に用いる資材の使用法並びに清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
- ニ その指導に当たる者が、ハの内容を指導するのに適当と認められる者であること。

第4項 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

(法第12条の2第1項第2号～第8号に定める事業の登録基準については省略。)

◎施行規則第31条

法第12条の2第1項の規定により登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

第1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

第2号 登録に係る営業所の名称及び所在地並びに責任者の氏名

第3号 登録を受けようとする事業の区分

第2項 法第12条の2第1項第1号の事業に関し登録を受けようとする場合には、前項の申請書に次の書類を添付しなければならない。

第1号 清掃作業に用いる機械器具の概要を記載した書面

第2号 清掃作業の監督を行う者の氏名を記載した書面及びその者が第25条第2号に規定する者であることを証する書類

第3号 第25条第3号に規定する研修の実施状況を記載した書面

第4号 清掃作業及び清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面

(法第12条の2第1項第2号～第8号に定める事業の添付書類については省略。)

審査基準	法令の定めによる他、事業登録事務取扱要領による。												
標準処理期間	<table style="border: none;"> <tr> <td>総期間</td> <td>20日</td> <td>(注：閉庁日は含まない。)</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>7日</td> <td>(経由は保健所設置市又は総合振興局(振興局))</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>日</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>13日</td> <td>(保健福祉部健康安全局食品衛生課)</td> </tr> </table>	総期間	20日	(注：閉庁日は含まない。)	経由機関	7日	(経由は保健所設置市又は総合振興局(振興局))	協議機関	日	()	処分機関	13日	(保健福祉部健康安全局食品衛生課)
総期間	20日	(注：閉庁日は含まない。)											
経由機関	7日	(経由は保健所設置市又は総合振興局(振興局))											
協議機関	日	()											
処分機関	13日	(保健福祉部健康安全局食品衛生課)											
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課(電話番号：011-204-5260)												
申請先	<p>ア) 営業所の所在地が保健所設置市(札幌市、小樽市、函館市及び旭川市)の場合 営業所の所在地を管轄する市の保健所</p> <p>イ) 営業所の所在地が保健所設置市以外の市町村の場合 各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室(地域保健室)生活衛生課</p>												
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ(電話番号：011-204-5260)												
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm												